

1月14日から 証明書自動交付機が新しくなります

問 市民第1課 (0798・35・3109)

■ マイナンバーカードでの利用が手軽に

1月14日(火)から、市役所本庁舎およびアクタ西宮ステーションに設置されている証明書自動交付機が新しくなります。これにより、有効な利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードがあれば、事前登録なしで証明書自動交付機を利用できるようになります(4桁の暗証番号が必要)。なお、利用者証明用電子証明書は、搭載を希望しなかった場合を除き、あらかじめマイナンバーカードに搭載されています。

※にしのみやカードは利用できなくなります。住民基本台帳カードは従来通り、事前登録をすれば利用できます

■ 入替え作業に伴い一時利用停止に

1月10日(金)午後3時~13日(月・祝)は、証明書自動交付機が利用できなくなります。

■ 用紙の変更

新しい証明書自動交付機で発行する証明書には、窓口で発行する証明書と異なり、改ざん防止用紙を使用していませんが、高度な偽造・改ざん防止技術が採用されており、同等のセキュリティ対策が施されています。

インフォメーション

◆市から

12月定例市議会が閉会

12月定例市議会は、議案83件、意見書案2件を可決するなどして、昨年12月18日に閉会しました。一般質問の内容など概要は、2月9・10日に戸別配布する「西宮市議会だより」に掲載します。なお、3月定例市議会は、2月19日~3月24日の日程で開かれる予定です。また、本会議の様子は西宮市議会ホームページ(<https://www.nishi.or.jp/nishinomiashigikai/>)の本会議インターネット中継で見ることができます。問合せは議会事務局(0798・35・3378)へ。

償却資産の申告お早めに

市は、固定資産税(償却資産)の申告を受け付けています。対象は市内の会社・工場・商店・飲食店などで使用する事業用の償却資産(耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上のもの)を所有している人。申告期限は1月31日ですが、期限間近は窓口が大変混雑しますので、できる限り1月20日までに資産税課(市役所本庁舎2階)に申告書を提出してください。申告書は同課で配布するほか、市のホームページ(ページ番号:60769692)からダウンロード可。問合せは資産税課(0798・35・3223)へ。

プレミアム付商品券 申請期限を1月31日まで延長

市は、消費税率引き上げに伴う対策として、市民税非課税の人などを対象に「プレミアム付商品券」を発行していますが、このたび、申請期限を1月31日まで延長しました。

商品券の使用期限は2月末です。まだの人は、早めに申請してください。

問合せは西宮市プレミアム付商品券コールセンター(0570・06・2438)へ。

市県民税(普通徴収)第4期分 納期限は1月31日

市税は必ず納期限までに納付してください。納付には口座振替が便利です。問合せは、課税については市民税課(0798・35・3214)、納税については納税課(0798・35・3238)、口座振替については税務管理課(0798・35・3234)へ。

保険料納付確認書 1月末頃に送付

確定申告および市県民税の申告をする場合の参考資料として、平成31年(2019年)1月1日~令和元年(2019年)12月31日までに市が収納確認した国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の各保険料の納付額を、対象者1人につき1通の納付確認書でお知らせします。ただし、一部の人は各保険料別に複数枚届く場合があります。

【対象】 次の保険料納付金額が1円以上あった人 ※納付金額0円の場合は

送付しません▷国民健康保険料…国民健康保険料の納付義務者(世帯主)▷後期高齢者医療保険料…後期高齢者医療制度の被保険者▷介護保険料…65歳以上の人

【問合せ】 国民健康保険料については国保収納課(0798・35・3156)▷後期高齢者医療保険料については高齢者医療保険課(0798・35・3110)▷介護保険料については介護保険課(0798・35・3148)へ

市営住宅駐車場内 時間貸し駐車場運営事業者を募集

市は、市営住宅駐車場内で時間貸し駐車場(コインパーキング)を運営する事業者を募集します。運営期間は4月1日から3年間。募集要項や申込期間など詳しくは、1月8日から市のホームページ(ページ番号:83615361)で見ることができます。

問合せは住宅調整課(0798・35・3029)へ。

◆「苦楽園五番町くすのき台地区地区計画」案の縦覧 1月6日~20日の執務時間中に都市計画課(市役所南館3階)と市のホームページ(ページ番号:18774362)で公開。この案に意見のある人は、公開期間中に市長宛てに意見書を提出できます。問合せは都市計画課(0798・35・3660)へ

◆中央・北部図書館の休館 蔵書点検と整理のため次の期間休みます(返却ポストは通常通り利用可。CDは返却不可)。休館に伴う返却期限の延長については各図書館へ

【休館期間】 北部(0797・61・1706)…1月20日~28日▷中央(0798・33・0189)…1月27日~2月6日

◆教育文化センター内の各施設(中央図書館、郷土資料館、市民ギャラリー、平和資料館)の臨時休館について 受変電設備変圧器他取替工事に伴う停電のため、2月1・2日は臨時休館。期間中は、電話・FAXが不通に。問合せは中央図書館(0798・33・0189)へ

◆1月26日は文化財防火デー 消防局と教育委員会などは市内文化財施設への立入検査や消防訓練を行い、文化財の保全に努めます。問合せは消防局予防課(0798・32・7316)へ

◆官公署から

税務署からのお知らせ

西宮税務署庁舎内の申告書作成会場は、2月17日(月)から開設予定です。作成会場へ来署する場合は、予約の必要はありません。

なお、作成会場が開設するまでは申告書の作成・相談等には事前予約が必要です。この時期は大変混雑するため、予約していない人の相談等は受付できませんので、ご理解・ご協力をお願いします。

確定申告書は、パソコン・スマホから国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用してe-Taxで送信(提出)できます。

また、令和2年(2020年)1月から、スマホ専用画面の利用できる範囲が拡大されます。詳しくは国税庁のホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)をご覧ください。問合せは西宮税務署(0798・34・3930)へ。

※申告書作成会場について詳しくは、本紙1月25日号に掲載予定です

国有林モニター募集

近畿中国森林管理局は、国有林の事業運営等について、意見や要望を聞き、国有林野行政に反映させるために「国有林モニター」を募集します。応募は1月31日まで。詳しくは近畿中国森林管理局ホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/>)をご覧ください。問合せは近畿中国森林管理局総務企画部企画調整課(06・6881・3406)へ。

【任期】 4月1日から1年間
【対象】 県内在住で、森林・林業および国有林に関心のある20歳以上の人(国会および地方議会の議員、地方公共団体の長、常勤の国家公務員、平成29(2017)年度から3年間連続して国有林モニターの人は除く)

皆さんからの意見を募集

パブリックコメント 西宮市みどりの基本計画改定(素案)

市は、「西宮市みどりの基本計画改定(素案)」への意見を募集します。この素案は、平成14(2002)年度に策定した、緑地の保全や都市緑化に関する総合的な計画「西宮市緑の基本計画」を、法改正や情勢の変化に対応した計画に改定するものです。

【ホームページ】 ページ番号:61185337

【担当課】 公園緑地課(市役所本庁舎6階 ☎0798・35・3615)

▶ 個人情報保護評価書(素案)

市は、保有するデータの有効活用により、合理的な根拠に基づいた政策立案を実現するため、令和元年(2019年)9月に個人情報保護条例を改正し、個人情報を特定の個人が識別できないように抽象化して、分析用に蓄積できることとしました。この素案は、データの蓄積に際し、個人情報の取り扱い方をまとめるものです。

【ホームページ】 ページ番号:47218671

【担当課】 情報システム課(市役所本庁舎3階 ☎0798・35・3523)

◆西宮市みどりの基本計画改定(素案)・個人情報保護評価書(素案)の応募について

募集期間	1月6日~2月7日
各素案の配布場所	1月1日から市のホームページでダウンロードできるほか、1月6日から各担当課、市役所本庁舎1階総合案内所横、各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション(「西宮市みどりの基本計画改定(素案)」は、北山緑化植物園、甲山・甲子園浜自然環境センターも)
応募方法	各案への意見、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を書いたものを郵送(消印有効)または市のホームページから各担当課へ。持参も可 ※いずれも、いただいた意見は市の見解とともに公表します(個人情報を除く)。電話での意見の受付や個別回答は行いません

各種委員を公募

市は、各種委員を公募します=下表参照。詳しくは1月6日から各担当課で配布する募集要領または市のホームページをご覧ください。

【申込】 所定の応募用紙(②は設定されたテーマの作文も)を2月3日までに各担当課へ郵送(必着)または市のホームページから各担当課へ。持参も可

【選考】 書類審査および面接

	①西宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の臨時委員	②西宮市障害福祉推進計画策定委員会の臨時委員
任期	4月1日から1年間	
人数	2人	2人
対象	令和2年(2020年)4月1日時点で20歳以上。在学者可(②は在勤者も可) 本市の他の附属機関の委員・市職員・市議会議員を除く	
ホームページ	ページ番号:82843141	ページ番号:46625998
担当課	介護保険課(市役所本庁舎1階 ☎0798・35・3314)	障害福祉課(市役所本庁舎1階 ☎0798・35・3147)